

## 第二節 掃海艇（純掃海艇）

當局ニ於テハ夙ニ掃海艇ノ新造ヲ企圖スルコト切ナルモノアリシモ之ガ第一艇タル第一號掃海艇ノ起工ヲ見シハ大正十一年五月ニシテ姉妹艇タル第五、第六號掃海艇ノ竣工セルハ實ニ昭和四年四月ナリ之ヨリ先キ掃海艇ノ船型要目等ニ就キ考案ノ結果大正七年六月左記成案ヲ得タリ

海軍々令部ノ希望スル掃海船ノ船型要目概要

大正七年六月

- 一、噸數 六百噸内外ニシテ長途(二〇〇)哩程度ノ航行シ得ルモノ
- 二、速力 作業時及平素ノ航海ニ於テ優ニ十八節以上ヲ出シ得ルコト
- 三、吃水 十呎内外
- 四、兵裝艦裝及之等ニ對シ考慮ヲ拂フベキ諸點
  - (a) 十二浬砲二門、八浬高角砲一門 (b) 探照燈一基 (c) 無線電信機 (d) 測距儀 (e) 曳索裝置 (f) 掃海具及大形航路浮標格納庫、艦員居住施設適宜 (g) 横斷隔壁ヲ成ルベク多クスルコト (h) 横風ニ對シ首尾不平均ニ落サレザル如クスルコト (i) 旋回圈成ルベク小ナルコト (j) 推進螺旋位位置ヲ成ルベク前方ニシ且甲板面ヨリ成ルベク外方ニ突出セザルコト (k) 爲シ得レバ推進器螺旋翼ニ掃海索具ノ摺マザル様之ヲ蔽フ如ク兩側ニ「スクールガード」ヲ設クルコト (l) 艦尾ヲ成ルベク廣ク「クリアー」ニシ艦尾ニハ移動起重機座及大形航路浮標及掃海具ノ出入ニ便ナラシムル爲「リール」架臺、轉輪等ヲ設クルコト (m) 艦尾適宜ノ位置ニ浮標設置換及掃海索ノ急速揚收等ニ使用シ得ベキ相當強力ナル機働「ウインチ」ヲ設クルコト (n) 艦橋ハ相當高ク艦尾ヲ見透シ得ル如クシ又艦橋ト艦尾トノ間ニハ傳聲管及電鐘ヲ設クルコト

越へテ大正九年十二月七日海軍々令部ヨリ海軍艦政本部ニ對シ八八艦隊補充計畫ニ依リ建造豫定ノ掃海艇ハ左記要目ヲ具備セシムルコトト致度旨要求セリ

記

一、砲 熗 十二擲砲二門(一門彈藥數百發) 首尾線配列

八擲高角砲一門(一門彈藥數二百發)

二、爆 雷 六個

三、水中聽音機

四、探 照 燈 六十糎一基

五、無線電信 五「キロ」

六、速力、航續力 二十節、十節二千浬

七、吃 水 八呎以下

八、左記要領ノ掃海設備ヲ有セシム

(イ) P.Vヲ搭載シ一號掃海具ハ備ヘズ

(ロ) 二號掃海具ヲ備ヘ其ノ有効掃海幅ハ六百米以上トス而シテ成ルベク切斷式トシ其ノ揚收投入ハ機力ニ依リ且掃海具ノ耐久力ハ現用ノモノヨリ一層大ナラシムルコト

前顯第一號乃至第六號掃海艇ハ之ニ恰當スルモノニシテ一隊(第一掃海隊)整備ニ約七ケ年ヲ要セルヲ見ルベシ

之等掃海艇中比較的新計劃ニ屬スル掃海艇第五、第六號ノ兵裝要目(要領)ヲ示セバ左ノ如シ

名	稱	員數	摘	要
大掃海具裝備臺		一	艦尾適當ノ位置ニ容易ニ取付ケ取外シ得ル如クシ平時格納ス	
同 浮標格納臺		一	上甲板適所ニ完全ナル固縛裝置ヲ要ス	
大掃海具三號推揚機		二	甲板上ニ於ケル他ノ機裝品ノ爲ニ性能ヲ妨害セザル如クス	
同展開器用落下機及附屬品		二	取附位置ハ展開器ヲシテ推進器ヨリ後方ニ落下セシムル如ク選ア	
同沈降器用「ダビッド」及附屬品		一		
同展開器格納架臺		二		
同豫備展開器格納架臺		二		
機雷敷設軌道及落下機		二條	機雷落下機及落下艇ハ使用時以外ハ取外シ格納ス	
機雷繫止裝置		一式		
機雷揚收用「テリック」		一		
機雷取入レ「ダビッド」 (機雷取入) (裝填兼用)		一		
爆雷投射機		二		
同 裝填臺		二		
投射筒		一〇		

同 投 射 箭 格 納 臺	一	
同 手 働 投 下 装 置	六個分	爆雷手働投下ハ滑走輪ニ依リ兩粒機雷軌道ニヨリ行フ
同 繫 止 装 置	一式	
水 壓 投 下 装 置	二組	
沈 降 器 格 納 装 置	一組	

(備考)大掃海具四號ハ同三號装置ヲ利用ス

本掃海艇使用實驗ノ結果多少ノ缺陷アリ未ダ理想的ナラズト雖概ネ所要ヲ盈タシツアルヲ認ム  
 スクノ如クニシテ大正四年以來ノ掃海主務驅逐隊竝ニ掃海隊ノ常備兵力ノ變遷ヲ示セバ左ノ如シ

年 次	隊 名
大正 四年	第八驅逐隊(三等驅逐艦) (四隻)
大正 十二年	第八驅逐隊(三等驅逐艦) (六隻) 第十二驅逐隊(同上)
大正 十三年	第八驅逐隊(三等驅逐艦) (六隻) 第十二驅逐隊(同上) 第一掃海隊(一號型掃海艇) (四隻)
大正 十五年	第一掃海隊(同前) 第二掃海隊(三等驅逐艦) (六隻) 第六掃海隊(三等驅逐艦) (六隻) 第十一掃海隊(三等驅逐艦) (五隻)
昭和 五年	第一掃海隊(一號型) (六隻) 第二十一驅逐隊(二等驅逐艦) (四隻) 第七驅逐隊(二等驅逐艦) (四隻) 第十七驅逐隊(二等驅逐艦) (二隻)

尙掃海兼務艦艇トシテ白鷹、燕、鷗ノ新艦艇及葦崎以下ノ舊式特務艇アリ其ノ前者ニ於テハ掃海能力優秀ナルモ掃海専用艦艇ニアラザルガ故ニ第四章既述ノモノノ外之ヲ省略ス

(備考)本章附録文書目次

- 一、附録第一、明治四十一年艦艇艤裝方針調査委員會決議錄中水雷術ニ關スル事項
- 二、同 第二、機雷關係兵器整備標準(昭和三年十一月)
- 三、同 第三、明治二十九年臨時技術教育取調委員會報告中水雷術ニ關係アル議案及決議事

項摘要

- 四、同 第四、一等驅逐艦ニ六十一種魚雷裝備ニ關スル資料
  - 五、同 第五、各種艦船水雷兵裝艤裝改定變遷例
- 出雲、金剛、第十七驅逐隊(山風隊)、第二十四潜水隊(呂第六十三號隊)